

総社市告示第26号

総社市骨髓バンクドナー支援事業助成金交付要綱（平成26年総社市告示第28号）の全部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市骨髓バンクドナー奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業における骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）移植の推進を図るため、予算の範囲内において総社市骨髓バンクドナー奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するにあたり、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

（1）骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了した者であって、かつ提供を行った日（以下「骨髓等提供日」という。）に市内に住所を有するもの（以下「ドナー」という。）。ただし、当該骨髓等の提供について総社市以外の自治体等から奨励金等を受けていない者に限る。

（2）ドナーを骨髓等提供日から第4条の申請書を提出する日まで引き続いて国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。以下同じ。）で雇用している者（以下「事業者」という。）。ただし、当該骨髓等の提供について総社市以外の自治体等から奨励金等を受けていない事業者に限る。

2 事業者への奨励金は、前項第1号のドナーにつき雇用する事業者が複数あるときは、当該ドナーに指定された一の事業者を対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

（1）市税を滞納している者。ただし市外に所在する事業所にあつては、当該事業所の所在地の市町村税を滞納している者

（2）総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当する者

（奨励金の額）

第3条 奨励金の額は、骨髓等の提供のための通院又は入院の日数に、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

（1）ドナー

ア 通院 1日当たり 5,000円

イ 入院 1日当たり 20,000円

ただし、1回の骨髓等の提供につき105,000円を限度とする。

（2）事業者 休業1日当たり 10,000円

ただし、1回の骨髓等の提供につき90,000円を限度とする。

2 前項の通院又は入院は、次に掲げるものを対象とする。

（1）健康診断又は自己血採血のための通院

（2）骨髓等の採取のための入院

（3）前2号に掲げるもののほか、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院

（交付申請）

第4条 奨励金の交付を受けようとするドナーは、総社市骨髓バンクドナー奨励金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、骨髓等の提供が完了した日から90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（1）骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証する書類

（2）骨髓等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類

（3）市税を滞納していないことを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする事業者は、総社市骨髄バンクドナー奨励金交付申請書（事業者用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し

(2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類の写し

(3) ドナーとの雇用関係が確認できる書類

(4) 所在地の市町村税を滞納していないことを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、奨励金の交付を決定した場合は、総社市骨髄バンクドナー奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、奨励金を交付しないことを決定したときは、総社市骨髄バンクドナー奨励金不交付通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者が、奨励金の交付を受けようとするときは、総社市骨髄バンクドナー奨励金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の骨髄等の提供に係る通院又は入院から適用する。

総社市骨髄バンクドナー奨励金交付申請書（ドナー用）

総社市長様

年 月 日

下記のとおり骨髄バンクドナー奨励金の交付を受けたいので、総社市骨髄バンクドナー奨励金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	(フリガナ) 氏名	() 印	生年月日	
	住所	〒	年 月 日	年 月 日
		電話	—	—
申請金額		円		
骨髄等の提供に係る通院をした日	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
骨髄等の提供に係る入院をした期間	年 月 日から 年 月 日(日間)			

注)太枠の内をご記入下さい。

【確認事項】 にチェックを入れて下さい

- 総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等ではありません。市が必要な場合は、警察に照会することを承諾します。

【添付書類】

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

総社市骨髓バンクドナー奨励金交付申請書（事業者用）

総社市長様

年 月 日

下記のとおり骨髓バンクドナー奨励金の交付を受けたいので、総社市骨髓バンクドナー奨励金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	事業所名 代表者氏名	⑩	
	所在地	〒	（電話番号は必ずご記入ください）
		電話	— —
(フリガナ) ドナー氏名	()	生年月日	
		年 月 日	
申請金額		円	
休業年月日			

注)太枠の内をご記入下さい。

【確認事項】 □にチェックを入れて下さい

- 総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。市が必要な場合は、警察に照会することを承諾します。
- 当該ドナーの対象者の当該骨髓等提供につき、奨励金等の交付申請は、他の自治体にはしていません。

【添付書類】

- (1)公益財団法人日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2)骨髓等の提供に係る通院又入院した日を証する書類の写し
- (3)ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (4)所在地の市町村税を滞納していないことを証明する書類
- (5)その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第5条関係）

総社市指令 第 号
年 月 日

様

総社市長



総社市骨髓バンクドナー奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市骨髓バンクドナー奨励金の交付については、総社市骨髓バンクドナー奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を決定し、金額を確定しましたので通知します。

記

交付に関する事項

- 1 奨励金額 円
- 2 奨励金額の内訳

様式第4号（第5条関係）

総社市指令 第 号
年 月 日

様

総社市長



総社市骨髓バンクドナー奨励金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市骨髓バンクドナー奨励金については、総社市骨髓バンクドナー奨励金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

記

不交付となった理由

総社市骨髓バンクドナー奨励金請求書

総社市長様

年 月 日

総社市骨髓バンクドナー奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

申請者 (口座 名義人)	(フリガナ) 氏 名	() (印)
	住 所	〒 電話 ー ー (電話番号は必ずご記入ください)
指令年月日		年 月 日
指令番号		総社市指令 第 号
請求金額		円

(振込口座)

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合		店 支店 出張所
種 目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名	※奨励金交付申請者名と一致すること。	

注) 太枠の内をご記入下さい。